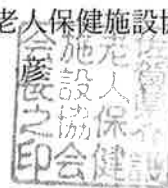


平成 30 年 8 月 31 日

学校法人永原学園 西九州大学短期大学部
学長 福 元 裕 二 様

(一社) 佐賀県介護老人保健施設協会
会長 藤 岡 康



(一社) 外国人留学生育成協会
代表理事 藤 岡 康



留学生受入れに関する業務の法人化に伴う協定内容の一部変更について
(お知らせ)

ミャンマーからの留学生に対する指導につきまして、平素より大変お世話になり感謝申し上げます。

これまで、「外国人留学制度を活用した介護福祉士育成事業」の展開に関しまして『「外国人留学制度を活用した介護福祉士育成プラン」に関する基本協定書」(以下「協定」という。)に基づき、(一社) 佐賀県介護老人保健施設協会として取り組んで参ったところです。

しかし、(一社) 佐賀県介護老人保健施設協会としては、この事業が専門的で複雑であること、更に、受け入れ状況によっては収益を産む可能性があり事業の継続実施に際し、定款上及び財務上の問題から困難な状況となりました。そこで、税務署や行政機関と相談し、平成 30 年 3 月 31 日付で(一社) 外交人留学生育成協会を公益性を有する団体として立ち上げ、留学生に対するお世話等について対応してきたところです。

この件に際し、貴校に対して正式な通知を致してなかったことで、2019 年 4 月入学に向けた留学生の受け入れに関し、金銭の振込みや入国管理局に対する諸手続きにおいて行違いが無いようお知らせ致します。

新たに設立した(一社) 外国人留学生育成協会は、介護の人材不足に対し介護老人保健施設のみならず、すべての介護保険施設で働く人材の確保に向けて取り組むほか、ミャンマーのみならず諸外国から優秀な人材をお世話していくこととしております。

なお、昨年作り上げました外国人留学生受入に関する重要な書類等につきましては、協定に記載する秘密保持事項としての取り扱いもさることながら、現在、知的財産としての確保に向けて法的な保護措置を行うことといたしたとことです。取り扱いにつきましては、ご協力よろしくお願いいたします。

また、事務所の所在等については下記のとおりですが、これまでと同じ職員等が対応いたしますので、ご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

《（一社）外国人留学生育成協会の連絡先等》

住所	佐賀市大和町大字尼寺3227番地1
電話番号	0952-62-8922
代表理事	藤岡康彦

「外国人留学制度を活用した介護福祉士育成プラン」に関する基本協定書

本協定は、日本・ミャンマー友好協会ミャンマー支部（以下「甲」という。）、学校法人永原学園（以下「乙」という。）及び佐賀県介護老人保健施設協会（以下「丙」という。）が、介護業界の人材確保対策として取り組む外国人留学制度を活用した介護福祉士育成プラン（以下「外国人留学制度」という。）の実現にむけ、次のとおり協力を行うことを確認する。

（総則）

- 第1条 外国人留学制度を活用した介護福祉士育成プランとは、ミャンマー国内において甲が選定し、乙の西九州大学短期大学部が実施する入学試験を経て合格した優秀なミャンマー国籍の者に対して、乙及び丙が指定した日本語等の教育を施したのち、乙が留学生として受け入れ介護福祉士として育成し、国家資格取得後に丙が指定する介護保険施設及び介護保険関連施設等（以下「介護保険施設等」という。）で雇用するものである。
- 2 甲はミャンマー国内における外国人留学制度の実施について責任を持ち、丙は日本国内における外国人留学制度の実施について責任を持つ。
- 3 本協定の履行に関して甲、乙、丙との間で用いる言語は日本語とし、適用する法律は日本国の法律とする。
- 4 本協定に定める金銭に用いる通貨は、日本円とする。

（甲の責務）

第2条 甲は、乙や丙が希望する将来日本の介護に携わる意志を持った優秀な留学生をミャンマー国内において選定し、乙の実施する入学試験を受験させるものとする。

（乙の責務）

第3条 乙は、留学生が介護福祉士の資格を得られるよう指導・助言を行う。

2 乙は、留学生が安心して勉学に専念できるようサポートを行う。

（丙の責務）

第4条 丙は、介護福祉士の資格を取得した留学生を介護保険施設等において雇用する。

2 丙は、留学生が乙に在籍している間において学業に専念できるよう就労や生活支援を行う。

3 丙は、留学生が佐賀県から借り入れる奨学資金について、保証人となる。

（乙及び丙の責務）

第5条 乙及び丙は、入学試験に合格し、入学手続きを完遂した留学生に対し、ミャンマー日本語学校等において行う、入学前教育としての指針に従い日本語と介護の教育に関するすべてを取り決める。

（協定書の有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定書締結の日から発効し3年間有効とする。有効期間満了1ヶ月前までに、甲、乙及び丙から書面により申し出がない場合は相互の合意によりさらに3年間更新できる。

2 この協定は甲、乙及び丙の合意により改定できる。

（協定の解除及び違約金）

第7条 甲、乙及び丙は、それぞれ本協定に定める事項に違反した場合は、本協定を催告の上解除することができる。

(第三者に及ぼした損害)

第8条 本協定の履行に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、甲、乙及び丙のうち当該損害の責に帰すべき事由を生じた者が損害を負担するものとする。

(再委託)

第9条 本協定に関する業務を第三者に再委託を行う場合は、甲、乙、丙は他の二者に対し書面により事前に承認を得るものとする。

2 再委託をした当事者は、再委託先の業務に対して監督する責任を負い、再委託先が問題を起こした場合は、再委託をした当事者が自己の責任を負う。

(秘密保持)

第10条 甲、乙及び丙は、本協定に関する事項につき、他の二者の同意を得ずに第三者(第9条による再委託先を除く)に開示しないこと及び本協定の目的以外には使用しないことを確認する。

2 甲、乙及び丙は、外国人留学制度の実施に伴い知り得た留学生の個人情報、又は他の二者の知り得た情報を第三者に開示しないこととする。

3 第9条により再委託を行った当事者は、再委託先にも前第2項と同様の義務を負わせるものとする。

(補則)

第11条 その他本協定書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙丙協議して定める。

本協定締結の証として本書3通を作成し、それぞれ署名の上、各自1通を保有する。

2017年5月11日

甲 日本・ミャンマー友好協会ミャンマー支部 支部長代理 (Htoo Zaw Htat@Akira)



乙 学校法人永原学園 理事長



丙 一般社団法人 佐賀県介護老人保健施設協会 会長

